

京都府都市計画公聴会（相楽都市計画）における公述記録及び
公述意見に対する見解について

令和 6 年 7 月 19 日
京都府建設交通部都市計画課

令和 6 年 4 月 24 日に開催した公聴会について、別紙のとおり公述記録及び公述意見に対する見解を公表いたしますが、その経過等は下記のとおりです。

記

1 公聴会の概要

日 時 令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 2 時 30 分～午後 4 時 40 分
場 所 精華町交流ホール
公述人 7 名

2 公聴会開催の経過

京都府では、宇治、綴喜、相楽、南丹、宇治田原及び丹波都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」並びに宇治、綴喜、相楽及び南丹都市計画区域の「区域区分」に関する都市計画変更案について、府民の皆様からのご意見をお聞きする公聴会を開催するため、令和 6 年 3 月 29 日から 4 月 12 日までの間、公述申出を受け付けたところ、相楽都市計画（木津川市、精華町）の変更について公述申出があったため、当該公聴会を開催したものです。

3 見解の公表にあたって

- 公述意見については、まちづくりの主体であり、当該都市計画の原案を作成した精華町にその状況、見解を確認し、検討を行ってまいりました。
- この度見解がまとまりましたので、公聴会記録と合わせて、公述意見に対する見解として公表するものです。

京 都 府 都 市 計 画 公 聴 会 記 録

【相樂都市計画】

開催場所：精華町交流ホール

開催日：令和6年4月24日

京都府建設交通部都市計画課

(1) 公聴会の日時及び場所

令和6年4月24日(水) 14:30~16:40

精華町交流ホール

(2) 都市計画の原案の概要

都市計画 区域名	市町名	地区の名称	市街化区域 に編入する 面積 (ha)	市街化調整 区域に編入 する面積 (ha)	市街化区域 への編入を 保留する面 積 (ha)
相楽都市 計画区域	精華町	① 狛田西1	78.2	—	—
		② 狛田西2	—	—	37.8
		③ 蔭山・水落	1.4	—	—
		④ 狛田東	—	0.1	—
	小計		79.6	0.1	37.8

(3) 出席した公述人

7名

(4) 公述の内容

別紙のとおり

(5) その他公聴会の経過に関する事項

- ・ 公聴会開催についての公告 令和6年3月29日
- ・ 都市計画原案の閲覧 上記公告の日から同年4月12日まで
- ・ 公述人の募集 上記公告の日から同年4月12日まで

開始 14:30～

(事務局)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、「相楽都市計画に関する京都府都市計画公聴会」をはじめさせていただきます。

私は、事務局を務めます京都府都市計画課の荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座らせていただきます。

本日の議長は、京都府都市計画公聴会規則第8条の規定により、京都府建設交通部都市計画課長の桑場が務めます。

また、立会人として、精華町の八田都市整備課長にご出席いただいております。それでは議長、進行をよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、ただいまから「相楽都市計画に関する京都府都市計画公聴会」を開会いたします。

あらためまして、京都府都市計画課長の桑場でございます。本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、まず、本公聴会の趣旨につきまして事務局から説明いたします。

(事務局)

本日の公聴会は、京都府都市計画公聴会規則第2条の規定により、「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画」の案を作成しようとするときなどに開催しているものでございます。

今回、木津川市、精華町にわたる相楽都市計画区域において、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」、並びに「市街化区域と市街化調整区域との区分」である「区域区分」の都市計画案を作成するために、3月の29日から4月12日までの間、公述申出を受け付けましたところ、区域マスタープランの都市計画案に対し2件、区域区分の都市計画案に対し7件の公述の申し出がございましたことから、公聴会においてご意見をお伺いするものでございます。

以上が、公聴会の趣旨でございます。

(議長)

次に、注意事項などの公聴会の進め方について、事務局から説明いたします。

(事務局)

本日の進め方でございますが、これから公聴会を円滑に進行するためをお願いを申し上げます。

次に、本日の意見をお聞きする案の概要をご説明させていただきます。

そのあとで、公述人の方から公述をお願いいたします。公述が終了した後に、本日の公聴会の後の手続きをご説明させていただきますして、議長により公聴会を閉会することとしております。

まず、公聴会を円滑に進行するためのお願いでございます。

受付で注意事項を記載した紙をお渡ししたと思います。ご確認くださいまして、公聴会の円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

公述につきましては、議長の指示に従って、前に用意しております公述席の方で、ご意見を述べていただきますようお願いいたします。

なお、公述申出書の内容に沿ってご意見をお述べくださいますようお願いをしたいと思います。

時間は、15分以内としております。持ち時間終了の3分前には、このように（鈴1回）、1分前には、（鈴2回）、15分経過いたしますと、このように（鈴3回）、鈴で合図をお知らせいたします。

公述される内容につきましては、事務局において記録のため、録音させていただきますので、ご了解ください。

公述内容は、持ち帰りまして、参考にさせていただきますとともに、公述いただいたご意見と、京都府の見解につきましては、後日、京都府のホームページの他、府政情報センター、都市計画課、それから京都府の山城南土木事務所、及び関係市町で公表いたします。

なお、先ほども申しましたとおり、本日の公聴会は、皆様方のご意見をお伺いするということが目的としておりまして、質疑応答は行いませんけれども、公述内容等で確認したいことがあるような場合ですとか、必要なときは議長からご確認させていただく場合がございますので、ご了解をお願いいたします。

最後に、公聴会の運営は、議長の進行に従っていただきますように、お願いいたします。

以上が、公聴会の進め方と公聴会を円滑に進める上でのお願いでございます。

(議長)

それでは、意見をお聞きする都市計画の変更案につきまして、事務局の方から概要説明をお願いいたします。

(事務局)

今回作成しようとする都市計画案の変更概要をご説明いたします。

相楽都市計画において、都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と、市街化区域と市街化調整区域との区分である「区域区分」、いわゆる「線引き」を変更するものでございます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに、都道府県が定める都市計画の基本的な方向性を示すもので、都市計画の目標をはじめ、区域区分や、主要な都市計画の決定等の方針を定めております。

今回の見直しでは、現行の都市計画区域マスタープランを基本としつつ、都市計画区域の現状や取組み等を踏まえ、おおむね 10 年後の令和 17 年を、新たな目標年次として変更しようとするものです。

また、区域区分は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として「市街化区域」を、市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」を定めております。区域区分については、都市計画基礎調査を実施し、都市の状況等を踏まえて見直しを行うこととしております。

相楽都市計画区域については、昭和 46 年に当初の区域区分を決定した後、過去 6 回の見直しを行っており、今回、第 7 回目の区域区分の見直しを行おうとするものです。

区域区分の見直しに当たっては、農林漁業との調整を図り、計画的で良好な市街地の形成が確実に行える適切な内容の変更であることを要件とし、概ね 10 年後の目標年次における、人口や産業活動等の需要に適切に対応できる規模の市街化区域を設定することとしております。

今回、相楽都市計画区域の人口、産業等の現状等を踏まえ、住宅系の用地として整備を図る区域 1 箇所、工業系の用地として整備を図る区域 1 箇所を市街化区域に、宅地化が見込まれない土地として、現状の土地利用と整合を図る区域 1 箇所を市街化調整区域に変更するとともに、計画的な市街地整備が確実となった時点において、必要な調整を図った上で、市街化区域に編入することを予定する 1 箇所を特定保留として設定しようとするものです。

このうち、住宅用地として整備を図る精華町域の蔭山・水落（カゲヤマ・ミズオチ）地区に対し、公述申出がございました。

当該地区については、関西文化学術研究都市の「精華・西木津地区」の一部として位置付けられており、当該計画と整合した計画的な市街地整備を行おうとするものであります。

以上、簡単ではございますが、今回変更しようとする案の概要となります。

(議長)

それでは、これから公述人の方からご意見をお聞きしたいと思います。

今回、非常に多くの方からご意見いただいております。前段にもございましたが、公述時間につきましては厳守いただきますよう重ねてよろしくお願いいたします。

まず、都市計画区域マスタープランと、区域区分の両方につきまして、申出をいただいた方から、先に、都市計画区域マスタープランに関する意見を15分、続けて、区域区分に関する意見を15分以内で伺いたいと思います。

まず最初に〇〇様、どうぞよろしくお願いいたします。

(公述人1：都市計画区域マスタープランに関する公述)

それではよろしくお願い致します。

最初にこちらの写真をご覧ください。蔭山・水落地区の航空写真でございます。

周囲がすべてこのように、住宅地で囲まれております。この西側に小学校がございます。また、今回市街化に編入されますのは、この蔭山と精華台の住宅地とに挟まれた、この細い部分の土地ということになっております。それからこの池、水落池ですけれども、農業用水と洪水調整機能を備えた池となっております。もう1つ、この緑の部分ですけれども、これは稲植神社といいまして、元八坂という八坂神社のもととなる神社として、祇園祭で毎年多くの方がこられるという、こういう地域条件となっております。

先ほどの蔭山のですね、こちら写真に撮ったものですが、こちらが蔭山で隣が水落池ということになっております。このように、非常に景観に、良好な景観となっております。

こちらはですね、精華台小学校から撮った写真となりますが、見ての通り、ちょうどこの校舎の裏がですね、蔭山ということで、学校の借景にもなっているということでございます。

それでは私の意見を述べさせていただきます。

今日、社会経済情勢が大きく変化し、住民のニーズが多様化・複雑化しております。まちづくりは、住民、行政、事業者が互いに協力し、力を合わせて進めることが重要です。しかしながら現状では、住民に十分な情報を伝えられず、行政主導でまちづくりが進められています。

相楽地域都市マスには農林漁業との調整が掲げられていますが、周辺住民との調整の視点がありません。

精華町の都市マスには、住民のまちづくりに関する理解と協力が挙げられております。上位計画の相楽地域都市マスにも、市町の都市マスとの整合を図り、

住民参加のまちづくりを推進することを盛り込んでください。

区域区分の変更は、地域住民に大きな影響を及ぼします。特に、本来土地利用が規制されている市街化調整区域を市街化区域に編入すべき部分は、住民への丁寧な情報提供や説明が必要です。しかしながら、都市マスの変更を知っている住民はほとんどおりません。

私は精華町に公聴会の開催などがある場合は、事前に知らせて欲しいとお願いしましたが、こまめにお問い合わせくださいと言われました。住民参加のまちづくりを進めるのであれば、府や市町から主体的にアウトリーチをすべきだと思います。

これらの計画が策定された当時とは、社会経済情勢が大きく変化しています。しかしながら、これまでの都市マスの変更は、従前の計画を踏襲した、小手先の見直しで、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した見直しがなされておられません。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、精華町の人口は2040年に3.5万人、2060年に3.1万人と見込まれ、現在の人口より大きく減少します。また、木津川市や精華町の将来人口推計と比較しても、本都市マスにおける目標年次における人口は過大であると考えます。

どういった根拠をもとに人口を想定されたのか、明らかにしてください。目標年次の想定人口は、今後の市街地整備を決める上での根拠となる数値です。人口減少を反映した適切な数値に見直すことを求めます。

区域区分の変更は、周辺地域で近い将来、大規模な開発が行われることを意味します。民間事業者である開発の場合、住民への説明や対応が事業者任せになり、民間事業者と、住環境を守りたい住民との間で協議がスムーズに進みません。まして、区域区分が決定されてしまいますと、事業者は住民の意見・要望に丁寧に対応しなくなります。

つきましては、今後の協議を円滑に進めるため、市街化区域編入を伴う区域区分の変更にあたっては、事業計画について、周辺住民と事業者との合意形成が図られていることを、変更案に記載することを求めます。

蔭山・水落地区は、小動物や様々な昆虫が住み、竹、コナラなどの樹木が自生する自然豊かな里山であるとともに、発掘調査により、古墳の存在が明らかになりました。また、蔭山は、精華台小学校の校舎に隣接し、学校の良い景観を形成しており、教育委員会が土地の一部を所有しております。

こちらはその地番図です。この開発区域の中で赤く塗ったところがですね、現在、精華町教育委員会、または精華町が所有しているところとなっております。ここは学校ですので、ちょうど小学校の東側というのは、精華町教育委員会が現在も土地を所有しているという状況でございます。

開発工事が始まると、数年間にわたり、騒音振動、粉じんなどによる教育活動への影響も懸念されます。なぜ、子供たちの良好な教育環境を守るべき教育委員会が、みずから教育環境を壊し、計画を推し進めるのでしょうか。事業計画について、保護者や教員にも十分な情報が伝えられていません。

つきましては、周辺住民に加え、小学校に通う子供の保護者や学校関係者にも広く、事業計画への合意形成を図ることを求めます。

人口減少化社会を迎え、空き家が社会問題化しております。京都府南部地域でもすでに限界集落、限界ニュータウンが生まれております。今後さらに人口減少が加速する中で、学研地区内の住宅地を目的とした新市街地を整備しても、旧市街地から住民が移動するだけで、コミュニティの維持が課題となっている旧集落の空洞化を加速するだけです。

学研地区においては、現在も菅井・植田地区で住宅地整備が進められています。学研の豊かな自然を破壊して、これ以上の住宅地を増やす必要はありません。新旧の市街地の地域間格差をなくし、持続可能で、均衡ある発展を図るため、既存集落の維持に社会資本を投入する施策への転換を図るべきです。

都市マスには、地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する関西文化学術研究都市周辺の里山について、この保全を図るとともに、身近に自然に親しめる場としての活用を検討すると記載されています。学研地区周辺の里山である蔭山・水落地区は、都市マスの計画通り、保全を図るとともに、身近な自然に親しめる場としての活用を検討するべきです。

つきましては、学研都市の未着手地区については、新たな住宅整備をとりやめ、変更案の蔭山・水落地区における住宅地配置の記載の削除を求めます。

近年、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化しています。自然災害からの地域の安全を守るため、区域区分の変更にあたっては、少なくとも、当該区域の下流の公共下水道・雨水対策事業が完了していることが必要です。都市マスでは、流域治水の考え方や、土地利用規制等の導入を含め、災害リスクを勘案した都市づくりを進める、また、自然災害による被害が増大する恐れがある土地利用の転換を抑制すると記載されています。自然災害が起こった時に、想定外というキーワードが出てきますが、想定外のことが起こるのが自然災害です。そうであるならば、区域区分の変更にあたっては、住民の命と暮らしを守るため、流域の下流域の雨水対策事業がすでに完了していることを要件とすることを、変更案に記載してください。

区域区分の変更は、大規模な開発を前提に行われますので、当該開発計画や市町の都市マス、都市計画法等の法令や開発指導要綱に適合していることが担保される必要があります。しかし、現在、蔭山・水落地区で計画されている土地区

画整理事業は、都市マスに掲げる災害に強いまちといった区域の将来像や、市街地整備の方針に合致していないだけでなく、都市計画法に基づく京都府開発許可基準にも満たしていません。府や市町は、開発計画が、これらに適合しているかしっかりと確認すべきです。

つきましては、関係開発計画が都市マスや各種法令等に適合したものになっていることを、区域区分の必要条件とすることを、変更案に記載してください。

変更案において、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準が、平成27年の1人当たり約27㎡から、令和17年には約23㎡と、4㎡も減少する目標となっております。都市公園法が規定する都市公園の面積を上回っていますが、そもそも学研地区は、これまでもモデル都市として、法令の基準を超える良好な公園緑地を整備されており、変更案では、面積を減少させる地域を目標水準にすべきではありません。

少なくとも、平成27年度と同等以上の面積を都市公園の目標と面積の目標とすることを求めます。また、市街地開発事業により学研地区内の緑地面積も年々減少しています。これまで精華・西木津地区においては、なだらかな丘陵の自然地形を生かし、周辺住宅とも調和の取れた公園緑地が整備されてきましたが、蔭山・水落土地区画整理事業の公園緑地等の整備に関し、精華町は、今までとは時代背景が違う。すでに学研地区全体として十分な公園・緑地が整備されている。あとの緑地の維持管理が大変。地区計画で宅地の生け垣を設置する。といったことで、学研地区にふさわしい良好な公園緑地の整備に残念ながら極めて消極的です。地区計画では、良好な住環境の形成を担保することはできません。

学研地区内の新市街地整備にあたっては、公園や緑地、自然を生かした散策路など、学研都市にふさわしい公共施設の整備を図ることにより、世界に誇れる先進的で魅力あるまちづくりを進めるべきです。

学研区域内の新たな市街地整備にあたっては、都市公園法や都市計画法に規定する最低基準ではなく、景観や周辺地域にも十分配慮した法令の基準を超える面積の公園、緑地や緑道など、安らぎある空間の形成を図ることを都市マス変更案に記載することを求めます。

最後になりますが、公聴会はですね、都市計画案の変更案について、住民の意見を反映させるために開催されるものです。これは京都府のホームページにそのように掲載されております。

皆さん、是非、本日の公聴会で出た住民の意見につきまして、しっかりと変更案に反映していただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の意見を終了します。

(公述人1：区域区分に関する公述)

よろしく申し上げます。では区域区分につきましての意見を述べさせていただきます。

区域区分の見直しは、令和元年に実施した都市計画基礎調査の結果に基づき、市街化区域の増減を行うものとされておりますが、調査からすでに5年が経過しております。相楽地域の人口が年々減少しており、目標年次における人口が過大です。

改めて直近の状況を調査して、その調査結果に基づき、区域区分の見直しの再検討を行って下さい。

都市マスでは、蔭山・水落地区について、住宅地を配置するとされています。また、精華町都市マスでは、蔭山・水落地区について、住居系市街地をはじめとして幅広く土地利用を検討する。また、精華台地区に隣接する市街化調整区域部分については、市街化区域への編入を調査検討しますとされていますが、これまでどのような調査検討が行われたのか、住民には何の説明もありません。周辺住民に丁寧な説明を求めます。

また、都市マスが策定された当時とは、社会経済情勢や周囲の状況も大きく変化しています。当該地区は、長らく土地利用が図られてきておりませんでした。その間に、周辺地域の市街地整備が進み、もはや大規模な造成工事ができる周辺環境ではありません。

今後、人口減少が加速する中、なぜ今、豊かな自然を破壊し、住民の静かな暮らしを脅かす開発が必要なのかを説明してください。

従来の都市マスをベースにした小手先の見直しではなく、将来を見据えた抜本的な見直しを行ってください。

蔭山地区は、発掘調査により古墳時代後期の遺跡が数多く出土し、かつてこの地に古墳が存在したことが明らかになりました。精華町や教育委員会は、埋設施設のほとんどが崩落により流出しているとして開発を進めようとしていますが、開発ありきの調査であり、本格的な調査を行うべきです。

京田辺市では、開発が予定されている天理山古墳群の市街化山林を市が買い取り、歴史公園として保存活用する取り組みが、今まさに進められています。蔭山は、現在、町教育委員会が土地の一部を所有していますので、他の地権者の所有地を精華町が買い取るにより、里山として保全することは十分に可能です。

古来より文化圏が存在したこの地域の特色を生かし、蔭山・水落地区を身近な自然を楽しめる場として、また、子供たちに、地域の歴史資産を学べる教育の場

として保全活用してください。

都市マス7ページには、地域の生活に密接に結びつき、優れた郷土景観を形成する関西文化学術研究都市周辺の里山について、その保全を図るとともに、身近に自然と親しめる場として活用を検討すると記載されております。

京都府として、蔭山・水落地区を里山として保全を図る地区に明確に位置づけて下さい。

つきましては、精華町蔭山・水落地区の市街化区域編入を削除するとともに、蔭山・水落地区の市街化区域部分について逆線引きを行い、市街化調整区域へ編入する見直しを求めます。

私は蔭山・水落地区を学研都市周辺の里山として保全することを求めています。しかしながら、府として、あくまでも当該地区の市街地整備を推し進めるのであれば、少なくとも、蔭山・水落土地地区画整理事業が学研地区にふさわしい、周辺環境にも十分配慮した、良好な事業としていただきたいと思っております。

また、変更案の作成にあたっては、府及び精華町から、周辺住民に丁寧に説明していただき、住民の意見や要望について十分な調整を図ってください。

区域区分の変更は区画整理事業の組合認可へのプロセスになりますので、変更案作成時点で、事業計画が都市マスや法令等に適合する計画となっていることが担保されているべきです。

つきましては、以下の3点を、区域区分変更案の作成の前提条件とすることを求めます。

1点目は、事業計画が、周辺住民の意見、要望に十分配慮されており、周辺住民との合意形成が図られていることです。

蔭山・水落地区は周囲を住宅地に囲まれており、また、市街化区域に編入を予定している農地は、精華台地区の住宅に近接しています。土地利用を抑制する市街化調整区域の農地を市街化区域に編入し、住宅開発を行うのであれば、周辺住民の理解と協力が不可欠です。

まず府として、区域区分の変更案作成にあたってどのように検証を行ったのか十分に説明してください。また、周辺住民が事業者にも求めている要望内容について、住民に対して直接ヒアリングを行ってください。

現在、周辺住民の付託を受けた精華台1丁目自治会が、事業者及び事業推進パートナーである三井住友建設と協議を行っております。

変更案の作成にあたっては、少なくとも、自治会、事業者との合意形成が図られたことを事前に確認してから、事務手続きを進めてください。くれぐれも両者の合意形成がない中、一方的に変更案の作成を進めないでください。

周辺住民は精華町にも説明を行うよう要望しておりますが、民間開発である

ことを理由にに応じていただけません。本事業は単なる民間開発ではありません。精華町が開発区域の約38%の土地を所有する最大の地権者です。

つきましては、京都府から精華町に対して、説明責任を果たし、住民との主体的な調整を図るようご指導ください。

2点目は、事業計画が都市マスの各方針や法令に適合していることを、区域区分変更案の作成前に府として十分検証確認をすることです。

区域の将来像として、災害に強いしなやかで安全な都市を目指すという記載されております。が、本事業計画は災害に弱く、危険なまちづくりとなっております。近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、災害リスクを考慮した公共施設の整備は極めて重要です。こちらに、今の開発の土地利用計画がありますけれども、この主要道路は山手幹線からの私道が1ヶ所だけで、行き止まりとなっております。京都府開発許可基準では1ha以上の開発は、6m以上の道路に2箇所以上接続しなければなりません。

区画整理事業であれば、基準が緩和されていいはずがありません。開発許可も区画整理事業の認可も京都府知事が行うのですから、同じ基準で指導してください。

事業者は買収協議がうまくいかなかったと説明しており、精華町もやむを得ないとの見解ですが、買収できないことがやむを得ない理由にはなりません。許認可権を有する府として、住民の命と安全を守るために、正しい判断を行ってください。

また、本事業地の流域では、雨水汚水整備事業が完了しておらず、下流地域にも大きな影響があることが懸念されます。本事業においてですね、水落池の下流の排水路の一部が整備されます。ちょうどこの図面でいきますと、オレンジ色の部分がですね、精華町の法面になっておるんですが、この町の法面に、排水路と管理用通路を整備する計画となっておりますが、見ての通り、水路用地はですね、法面の形状に合わせて蛇行して設置されております。豪雨による洪水などの災害が懸念されます。

利益を優先ではなく、安全を最優先とした水路整備を行うべきです。また、下流の水路整備事業が完了していることを、市街化区域編入の条件としてください。

この図面で言いますと、この辺りですね、稲植神社で、ここに赤で囲っているところがですね、稲植神社の参道です。この主要道路をですね、この参道を取り込む形でですね、計画されております。南稲八妻地区の住民を中心にですね、反対の声が上がっております。

区域区分の基本的な考え方の留意事項に、このようにあります。周辺の都市施設の整備状況との整合を図ることとされております。住民にとって神社は大切

な都市施設であり、周辺地域の環境との調和を図るため、現在の事業計画を見直すべきです。

また、本事業計画では、この開発区域内に1ヶ所のバス停すらございません。超高齢化社会を迎える中、今後のまちづくりにおいて、高齢者の在宅生活を支えるための、移動手段の確保が最大の課題です。都市マスの基本理念にはこう書いています。中心市街地と地域生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークを再構築する。また、将来像として、各拠点を公共交通で結ぶとともに、歩きたくなる空間を創出することで、誰もが暮らしやすい持続可能な都市を目指します。

本事業計画が、この基本理念や将来像に適合していないのは明らかです。府や精華町は、都市マスとの整合を図るよう、事業者に指導すべきではないでしょうか。

また、本事業計画では、発生する残土を開発区域内で処理するために、最大10mにも及ぶ盛土造成が行われ、開発区域と周囲に大きな高低差が生じます。このため、この主要道路の縦断勾配が最大約8%にもなります。ちょうどこの図面で行きますと、山手幹線のこのS字になっているこのあたりで8%近い勾配になります。冬場になって道路が凍結すると、この地域は陸の孤島と化します。また、既存道路との接続は階段状となっております。

道路は、京都府の福祉のまちづくり条例における特定施設ですが、階段状の道路は福祉のまちづくり条例に違反しております。計画地盤高を低くすることにより、道路の縦断勾配を緩やかにし、階段状の道路を解消し、すべての人に、やさしいまちづくりを行うべきです。

3点目は、蔭山・水落地区の市街地整備にあたっては、周辺地域の景観にも配慮した公園や再生緑地の整備や、都市計画法を超える面積の緑地の整備を図ることです。これまで精華・西木津地区においては、都市計画法の面積基準を上回る公園が設置され、緩やかな自然丘陵の緑を残すなど、学研としてふさわしい先進的なまちづくりが求められてきました。しかしながら、本事業計画では、最低面積の基準の3%であり、これまでとは大変見劣りします。

精華町都市マスの41ページには、身近な公園・緑地の計画づくりを行う際には、周辺住民の意見・要望の反映が極めて重要であり、これらの計画づくりの住民参加を促進します。と記載されております。周辺住民はこれまで緑地の整備に関して、事業者、精華町に対して何度も意見要望を行っております。

1つは公園の設置場所について、景観にも配慮した公園を開発区域南側の精華町の法面付近、ちょうどこの付近、この辺りに設置して欲しいということを要望しております。また、緑地につきましても、現計画では開発区域の北側に、この辺り自然緑地が残す計画ですが、この自然緑地の一部について、精華台北側の方に設置して、再生緑地として整備して欲しいと要望しております。

その他、周辺住民の利用できる沿道・緑道の整備などを求めてきましたが、要望が反映されることは全くなく、業者と事業者のみで事業が進められています。これでは、周辺住民の意見要望の反映が極めて重要であるという記載は、全くの嘘になります。

京都府から精華町に対して周辺住民の意見要望を反映するようご指導ください。

最後に申し上げたいのは、幾ら立派な都市マスを作成しても実効性を伴わなければ、何の価値もありません。また、良好なまちができるかどうかは、行政担当者のまちづくりへの情熱によるところが大変大きいです。担当者が変わっても、100年以上にわたってこの町並みは残されます。ぜひ、住民と一緒に世界に誇れる良好なまちづくり学研都市をつくっていきましょう。

以上で、私の意見は終わります。ありがとうございました。

(議長)

〇〇様ありがとうございました。

続きまして、〇〇さん、一番目の方と同じく、都市計画区域マスタープランに関する意見 15 分、区域区分に関する意見 15 分以内で、どうぞよろしく願います。

(公述人 2 : 都市計画区域マスタープランに関する公述)

〇〇と申します。よろしく願います。

相楽郡都市計画区域マスタープランの変更案について、何点か意見を申し上げます。

市街化区域に編入する新市街地の整備にあたっては周辺地域の住民との十分な調整を図ることについて、変更案に記載してください。

まちづくりは、今そこに暮らす住民が主役であり、行政や開発事業者が主役ではありません。特に、すでに周囲に住宅地が形成され、住民が暮らしているような地域でも、新市街地整備によって、今の住環境がどのように変わり、生活にどのような影響を及ぼすのか、行政が主体的かつ丁寧に住民に説明し、住民の理解を得ることが求められます。

しかしながら、自分たちの暮らしや生活に大きな影響を及ぼすマスタープランの変更について、ほとんどの住民が変更されることすら知らないのが実態です。住民のまちづくりに関する意識が低いのですが、それを生み出しているのは行政です。行政によるまちづくりに対する、住民の意識啓発への取り組みが不十分であることが、最大の原因です。今回の都市計画案の定期見直しについても、京都府や精華町のホームページに掲載されるのみであり、住民が知らないのは

当然です。しかもホームページには、見直しの概要欄しか掲載されていません。

公聴会で意見を述べようとしても、住民に与えられた時間はわずか2週間で、その間に住民は何度も役所に足を運び、みずから情報を収集する必要に迫られます。平日に仕事をしている住民であれば、何日も仕事を休まなければならない、公聴会で意見を述べるハードルは極めて高いものです。

これではまちづくりに対する住民の意識が高まらないのは当然です。精華町都市計画マスタープランの91ページには、プランの実現化方策として、協働によるまちづくりの推進が掲げられ、社会経済情勢の変化や、住民ニーズに柔軟に対応しつつ、住民・事業者・行政が、適切な役割と責任を果たしながら互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていきますと書かれています。そしてその具体的な施策として、まちづくりに関する情報の提供、まちづくりに対する住民意識の啓発、住民主体のまちづくり活動の支援、住民などの参加するまちづくりの推進が掲げられていますが、残念ながら、マスタープランに掲げる、十分な取り組みがされているとは言えません。

京都府相楽地域都市計画マスタープランにも、精華町都市計画マスタープランとの整合を図るために、市街化区域に編入する新市街地整備に関して、住民参加のまちづくりや周辺地域の住民との十分な調整について記載してください。

次に、市街化区域に編入する新市街地の整備にあたっては、周辺住民の意見や要望が開発事業計画上、十分配慮されていることを前提条件としてください。

区域区分の変更は、当然ながら、今後の開発事業を前提としていますので、開発事業計画が、そこに暮らす住民の意見や要望のすべてが、十分配慮されていることが求められます。

精華町都市計画マスタープランには、まちづくりの主役は住民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくり上げていくためには、住民みずから自分たちの住むまちに関する意識を高め、主体的にまちづくりを進めていく必要がある。良好でまちづくりに資する住民主体の取組意識を高めていきますと記載されています。

まちづくりの主役である住民の意見や要望について、開発事業計画に十分配慮されていることは、マスタープランに掲げる住民参加による良好なまちづくりに資するものです。

新市街地の整備にあたっては、周辺住民の意見や要望が開発事業計画に十分配慮されていることを前提条件とすることを、変更案に記載してください。

次に、学研区域内の市街地整備にあたっては、緑地や自然景観に十分配慮した関西文化学術研究都市にふさわしい良好な事業計画を推進することを、変更案に記載してください。

関西文化学術研究都市は、けいはんなの緑豊かな丘陵において進められてい

るサイエンスシティであり、筑波研究学園都市とともに、国家的プロジェクトに位置付けられています。その中でも精華・西木津地区は学研都市の中心地であり、整備方針においても、良好な住宅地との調和に配慮した都市的サービス、施設等の整備を推進するとされています。

つについては、精華・西木津地区等、学研地区内の市街地整備にあたっては、緑地や自然景観に十分配慮した、関西文化学術研究都市にふさわしい良好な事業計画を推進することを変更案に盛り込むことにより、民間事業者による事業計画が、学研都市の整備方針に合致したものとなるよう誘導してください。

京都府都市計画マスタープランには、精華町蔭山・水落地区において、地区計画制度の活用による、緑豊かで安らぎのある良好な住環境を形成すると掲げられています。また、精華町の良好な住環境とするため、地区計画による生垣設置を誘導するとしていますが、現在の住宅事情や市民ニーズを反映していない時代錯誤のものです。幾ら地区計画制度により宅地内緑化を誘導しようとしても、わずか 170 m²程度の宅地面積では、道路に面する部分は駐車場となり、緑地を確保することはできません。

また、住民の庭に対する意識や価値観は以前とは大きく変わりました。もはや新興住宅地で、生け垣を設置している住宅はほとんど見かけられず、大半の住民は緑の緑化にお金をかけることにあまり価値を見出していません。そもそも、現在の住宅開発の大半が建売ですが、住宅メーカーは販売価格を抑えるため、庭や生垣にお金をかけた住宅を販売しません。

都市計画による宅地内緑化は、既に実現性に乏しく、住民ニーズともかけ離れた施策となっています。今の時代に合った住民ニーズは、身近な場所に緑豊かな公園や、自然豊かで安らぎのある緑地、ウォーキングできる緑道など、公共施設が整備された安らぎのある都市空間の形成です。

つについては、学研地区内の市街地整備にあたっては、時代を先取りした取り組みとして、公共施設としての公園・緑地などの整備を推進することを計画案に盛り込んでください。

次に、新市街地整備の実施を予定している主要な事業から、精華・西木津地区の蔭山・水落地区を除外してください。

その理由は、蔭山・水落土地区画整理事業における、切土・盛土による宅地開発に関し、安全性に疑問を感じるからです。

本事業により自然豊かな蔭山が 20m も切り崩され、その残土処理のため、10 m の盛土による、住宅地造成が行われますが、近年多発する地震や集中豪雨によって、大規模な盛土が行われた住宅開発において、宅地の崩落など、たびたび人災が起きています。

また当該地区は、下流域の雨水路の改修が未整備であり、極端に狭いネックが

イントがあります。事業計画は暫定洪水貯水池を設置することになっていますが、想定外の豪雨により、下流地域の住民に被害が及ぶ危険性は否定できません。また水落池は、豪雨で決壊した場合、最も被害をこうむるのは住宅を購入した新住民です。本当にこの事業が安全といえるのでしょうか。

都市計画マスタープランには、災害リスクを勘案した都市づくりを進めると記載されています。災害が起こってからでは遅いです。災害リスクを勘案するのであれば、少なくとも、蔭山・水落地区は、下流の雨水路整備が完了した後に市街地整備を進めるべきです。

つきましては、都市計画マスタープランに記載されている、概ね10年以内に実施することを予定する主要な事業の地区から、蔭山・水落地区を除外してください。

最後に、繰り返しになりますが、まちづくりは住民が主役であり、行政や事業者が主役ではありません。

本日の公聴会が、単なる都市計画の定期見直しのための通過儀礼とならないようお願い申し上げます。

京都府として、公聴会で出た住民の意見について真摯に受けとめ、しっかりと都市計画変更案に反映してください。

以上、よろしく願いいたします。

(公述人2：区域区分に関する公述)

続きまして、蔭山・水落土地区画整理事業の精華台地区に隣接する農地の市街化編入についての意見を述べさせていただきます。

蔭山・水落土地区画事業の市街化区域編入に反対します。

その理由は、第一に山林の切土・盛土による宅地開発の安全性に疑問を感じるからです。

近年多発している地震や集中豪雨のときにも、土砂災害や危険な盛土による人災であるケースが多く見られます。まず、1995年1月、最大震度7を記録した阪神淡路大震災では、住宅の全壊10万棟、半壊10万7000棟を超えました。

そのなかには、盛土造成地における地すべりを原因とするものも多く、崩落は100箇所以上確認されています。その後の新潟県中越地震、東日本大震災等では、例外なく同様の現象が起こっており、防災科学技術研究所が2022年に発表した震度6以上の地震における盛土地区の地すべり現象の発生率は約43%と、その危険性が指摘されています。

また、2008年阪南市の住宅街道路が深さ3m陥没した事故は、地下水処理を十分にしていない盛土造成地で、地中侵食による空洞が形成され、それが泡のように、徐々に上昇し、地表に達した際に陥没現象として顕在化したもので、この

ような盛土造成地では、頻繁に陥没が発生する危険があります。

さらに 2017 年 10 月、奈良県三郷町の斜面にあった住宅地 6 棟の擁壁が高さ 8 m、幅約 50m にわたり崩壊しました。この地域も、盛土による造成地で、台風集中豪雨の水圧によるものでした。そして 2018 年 7 月、神戸市篠原台の造成地における盛土の崩壊は、山の背後から非常に高い水圧が、盛土内に発生したことによるものですが、現行の技術では豪雨時の過剰な水圧を考慮したものは存在しないそうです。

近年最も記憶に残るのは、2021 年 7 月に発生した静岡県熱海市の大規模な土石流による災害ではないかと思いますが、死者行方不明者 28 名、住宅被害 98 棟を記録したこの災害も盛土による宅地造成の結果がもたらしたもので、明らかに人災と言えるでしょう。

そもそも地域の氏神様である稻植神社の西に位置するこの森は、地域を守り鎮める神様が降臨する鎮守の森であるといえます。森林率世界第三位の森林大国である日本人にとって、森はそのような信仰的役割とともに、防災的役割も果たしています。関東大震災や阪神大震災では、常緑広葉樹の木で囲まれた建物や避難所は周辺の大火から延焼を免れました。また、東日本大震災では、神社を囲む鎮守の森は、津波の威力を弱める防災林として大きな役割を果たしました。そして森林の木は、台風や豪雨で倒れにくく、自然の土留め効果があり、災害時の二次三次被害を防ぐ役目もあります。そのような教訓から 2013 年に設立された鎮守の森プロジェクトは、自然との共生で意識した防災の森づくりを目的とし、東日本大震災の被災地を中心に全国各地で植樹を行っています。

設立から 10 年で、延べ 6 万人以上のボランティアによる 60 万本以上の苗木が植えられ、100 年、1000 年続く持続可能な森づくりのための取り組みが今日まで続いています。それに対し当計画は、森林の信仰的また防災的役割を無視し、時代に逆行した開発であると言わざるをえません。

身近な例では、2013 年奈良市帝塚山、三碓地区において宅地造成計画が貯水池及び治水量等の治水能力が不十分であると、地元住民の反対により今日まで凍結されています。奈良市都市計画課は、当開発に対し、周辺コミュニティの十分な意見の反映がなされず、不調和であるということが一番の理由に、開発を許可しないという判断に至っています。にもかかわらず、この地域では、現在でも至るところに開発反対ののぼりが掲げられ、地元住民の根強い反対運動が続いているのを目の当たりにします。

精華町ハザードマップによると、水落池が豪雨のため決壊し、貯水量の全量が下流域に流出した場合の最大の浸水予測が 2 m を超えた地点があります。それは当計画における市街化調整区域内に計画されている水落池に隣接した住宅予定地です。

また、増設予定の貯水池のすぐ横にも、住宅建設が予定されていますが、果たして安全なのでしょうか。

精華町は、このような集中豪雨の際、水落池を調整池から放流される水の雨水路が極端に狭くなっているネックポイントがあることを認めています。町全体の治水対策として、現在計画的に取り組んでいるところ。という回答のみであり、具体的な対策を示されていないため、地元住民は水害の危険性に対し、不安を抱かざるを得ません。

しかし、蔭山地域の土砂災害警戒区域に指定されている一部区域は、業者によると、盛土による安全な法面として指定解除されるように進めているとの説明のみで、安全性に疑念を抱きます。2023年5月に改正施行された盛土規制法によると、当計画予定地は宅地造成等工事規制区域または特定盛土規制区域には指定されていませんが、8mから10mの盛土による宅地造成は、同法に基づく、許可申請前の周辺住民が納得できるよう、十分な説明がなされるべきと考えます。

当計画に反対する第2の理由は、住民の暮らしを無視した、開発計画に疑問を感じるからです。

この計画案は、265戸もの住宅を建設する大規模開発ですが、山手幹線に抜けるために設置されている予定の唯一の幹線道路は道が狭く、急勾配で、出口部分でもある稲植神社の信号もない参道部分を分断する状態で、大変危険です。

近くに商店街もなく、バスも通せない地域で、新住民のほとんどが通勤や買い物に車を使われる環境において、利便性を無視しています。また、歩行者が急勾配に設置された階段での上り下りになるとのことで、高齢者や障害者への配慮があるのか疑問に感じます。精華町都市マスタープランの24ページには、環境と共生するまちづくりと書かれています。さらに、山並み景観、田園風景は、すぐれた景観を形成するだけでなく、豊かな生態系を育むとともに、農業の振興、自然に触れあう機会の提供など、多様な便益を有しています。このため、多様な主体による里山・河川・ため池などの保全と継承に取り組むとともに、環境学習や環境美化活動の推進を図り、緑の豊かさを住民が実感できるまちづくりを進めますと続きますが、当計画はそれらに全くそぐわない景観や生態系にほかなりません。

また3年にも及ぶ工事の土砂の運搬業者の出入りに伴う安全性の確保、騒音や粉じんが予想されるにもかかわらず、開発地に隣接する精華台小学校の児童、保護者への説明もなされていません。

これは環境学習、環境美化活動に悪影響を及ぼすとしか考えられません。

最後に、南稲八妻地区・蔭山は、森垣外遺跡・北尻古墳群であるにも関わらず、

教育委員会が十分な調査もしないまま、開発面積の 38%を占める町有地を売却しようとしています。

教育委員会が文化財保護法に基づき、2022 年 10 月から 2023 年 3 月にかけて発掘調査を実施した結果、2 号墳から少量の埴輪片や古墳時代後期の須恵器片が出土したにもかかわらず、古墳関係遺構が確認されなかったことにより、かつて古墳があったことを辛うじて示しているだけと結果づけて調査を終えました。

2016 年には奈良県桜井市の中和幹線南側の 7.4ha の私有地で、弥生時代の大集落跡・大福遺跡が発掘調査され、銅鐸や国内最古と見られる木製仮面、農耕具武具類など多くの貴重な遺物が出土しました。その私有地では、イオンリテールが商業施設出店を計画していましたが、開発事業者が負担することになっていた発掘調査費の見積もりが、約 18 億円というのが壁になり出店を断念したようです。

今回の調査でもそのような裏事情があったのではないかと邪推するのは私だけでしょうか。

以上のような様々な問題を解決しないまま、市街化を推し進めるのは時期尚早と言わざるをえないと感じております。

以上、ありがとうございました。

(議長)

次に〇〇様よろしくお願ひいたします。

区域区分に対しての申出につきまして 15 分以内となります。よろしくお願ひいたします。

(公述人 3：区域区分に関する公述)

〇〇と申します。よろしくお願ひします。

私は〇〇に住んでいます。区域区分の変更案に関しまして、述べさせていただきます。

蔭山・水落地区土地区画整理事業の精華台地区に隣接する農地が、市街化調整区域から市街化区域に編入する区域となっていることに関し、変更案から除外することを求めます。

その理由としまして、2022 年 5 月に開発事業者は、住民説明会を行いました。それは、山林を切り崩し、その際に出てくる膨大な量の土砂を、水落地区の農地に高さ約 9 m のコンクリート擁壁で囲んだ中に、盛土として利用するということでした。

それを聞いて思い出すのは、先ほども述べられましたけれども、2021 年 7 月に静岡県熱海市で梅雨前線停滞による大雨のために開発行為に伴う盛土の崩落

が起き、多くの尊い人命が失われた事件のことです。その後の県と市の管理責任のなすりつけ報道を記憶されている方もいらっしゃると思います。土地の形状や過ぎた年月に違いがあっても、大規模な盛土工事による人災を防ぐためにも、管理者である京都府が精華町内に市街化区域を認めるにふさわしい行政の規制を指導すべきであると考えています。

開発業者は9mもの擁壁で取り囲んだ住宅地を計画していますが、何度かお願いしても、いまだに全体を一体的に表現するパースさえ、隣接する私たち周辺住民には示していません。それを知っていて許可しているはずの精華町からも、住民に知らされていません。ですので、私の頭の中では、まるで陸の軍艦島のように、高いコンクリートに囲まれた周辺と共存できない冷たい風景が勝手に思い浮かびます。

精華町の都市計画マスタープランには、緑豊かで安らぎと潤いのある市街地環境を形成しますと記されています。その計画に沿った新しいまちづくりを進めるため、今回の造成に許可を与える立場である精華町とも京都府が話し合いを持っていただき、危険な造成にならないためにも、市街化区域への早急な編入はやめていただきたいと思っています。

次は、開発地に接している住宅地の法面についてです。

説明会では、隣接する法面をさわらないとの話でした。しかし、精華町は事業者と結託して、町が将来すべき排水管工事を、法面に土を入れて埋め込むという計画に、変えていました。

埋められてできた管理のための道と、元からある木々の残る法面をどのようにつなげるかなど、安全対策や工事内容の説明も全く精華町からはなく、住民無視の大きな問題のまま計画を進めています。環境と共生するまちづくりと記されているマスタープランに全く沿っていません。

町の事業を進めることに関して、接している住民への説明なしのまま、工事を進めないように、市街化区域への判断を、時間をかけて取り組んでください。

また、造成計画では、約300戸の宅地造成を計画しながら、接続道路は1ヶ所しかつづけていない計画案のまま、後付けで周辺の住宅地にある生活道路に無理やりつなげるお願いをして、この計画を進めてきています。

長年住み続けている住民らは、必ず事故が起きると宣言している、普段から危ない道に事業者は無理を通してでも接続道路を作らないと成り立たないような住宅地造成計画なのです。

周囲の住民の安全を守れるかどうかかわからない造成計画ではなく、新しくできた宅地にも、住む人々、そして周辺の住民も、お互いに安全でゆとりある住宅地を再考していただくためにも、市街化区域の編入をすぐに決めないでください。

最後になりますが、当該地区は、たくさんの小動物、虫や鳥たちが住む自然豊かな恵まれた地であることをご存じでしょうか。

この自然や動植物の命を作ることは、私たち人間には不可能なことです。しかし、今ある、それらの命を大切にし、守ることは、今の私たちにはできます。この地区の自然も何代にもわたって緑多い山や田畑を大切に残し、受け継いでこられた先人たちの努力の賜物です。蔭山地区には、精華町教育委員会も土地を所有しています。現在の精華台小学校は、自然環境に恵まれていて、子供たちが四季を感じることもできる毎日の生活を過ごせていますが、これらを壊し、長期にわたる工事により、教育環境の悪化を招くこととなります。

このような計画を精華町教育委員会がみずから推し進めていくのか理解できません。

緑多くたくさんの生き物・小鳥たちが囀る心休まるこの土地を、将来の子供たちのためにどのように活用し、継承すべきかを検討することが、教育委員会こそやるべき仕事ではないでしょうか。蔭山古墳も発掘されるなど、この精華町にとって、昔から重要とされてきた貴重な場所です。

どうぞ市街化区域編入を急がず、京都府がまた精華町が世の中に誇れるような自然を生かせる可能性を秘めた恵まれた場所であることを心に留めてくださいますように、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

(議長)

〇〇様ありがとうございました。

続きまして、〇〇様、よろしく願いいたします。

(公述人4：区域区分に関する公述)

失礼します。

私は〇〇の住民です。〇〇といいます。よろしく願いします。

私は蔭山の文化の背景について、皆さんにどうしてもお伝えたいことがあって参りました。

蔭山の開発の予定地は、けいはんな丘陵地帯と呼ばれてきたところであります。その丘陵地帯の最も東側にあたる地域であります。なぜこの地域が、けいはんなと言われてきたのかということについては、もちろん皆さんがよくご存じのことです。それは京都と大阪と奈良をそれぞれの地域に、最も近いところにある場所だったからです。この3つの文化圏の交差する地域の開発というのは、当初の考え方としては、3つの文化圏の持つ特徴を生かした学研都市づくりという位置付けで、そこに住宅及び商業施設が併設されるというものでした。

ところで今日、私が訴えたいことと申しますのは、この3つの文化圏が交差する地域の重要性について申しますのは、現在のことだけなんだろうかということですね。実は、古代でもそうであったということ、訴えたいがために、今日来さしてもらいました。

最も大事なところは、この木津川を通過して、中国や朝鮮の渡来人と呼ばれる方々が、最先端の技術を持って木津川の港に到着し、山を超えて奈良の都に文化を伝えてきたということでした。

そういう意味で、木津川の港は、最重要の港で、その周辺に、多くの渡来人の方とこの地域の人たちが共に住んで文化を伝えてきたという地域であります。この木津川を行き来する船、そして木津の港の文化圏を見渡すことができるのが、実はこの蔭山であり、畑ノ前遺跡の、丘の周辺なんですね。ちなみに今でも木津川の花火は、この南稲からよく見えます。この丘陵地帯に住む人たちは、木津川を行き来するかつての高度な文化を持った人たちの行き来を見ていたはずなんですね。だからこの周辺に、古墳を作り、住居を、畑ノ前住居遺跡のような地域を作ってきたと思います。

なぜここに、そんな重要な地域が南山城と呼ばれる地域ができたのかと言いますと、ここがやはり奈良と京都と大阪の文化圏の交わる地点だったからです。それは今でも古代でも変わらないからですね。ところで、この蔭山には古墳があるということ、これはもうずっと以前から知られておったところです。

去年の3月に改めて発掘調査がなされて、調査報告書が出ました。石室などの石は、常にそうなんですけれども、持ち去られて見当たりませんでした。ところが、須恵器や埴輪のかけらが残されていて、ここには古墳がなかったということ、を言えないという調査報告が出てきております。ちなみに、須恵器と申しますのは、土器の一種なんですけれども、これは渡来系の人達で作った固い土器のことです。その固い土器のかけらが残ってありました。それから、埴輪のかけらとして、船の形の一部が残っていたと記録されています。なぜ蔭山の山の上の部分に、船の埴輪のかけらが残っているのか不思議です。でも、ここが木津川を見渡す豪族のお墓であるとしたら、理解ができないわけでもありません。もちろん埋葬者のことは、知る手がかりはございません。

精華町が出版したせいか歴史物語という薄い冊子があります。その中の古代編に、畑ノ前遺跡の紹介があります。ここで発掘された古墳。古墳群ですね、700ほどの古墳が、そこで発見をされて発掘されております。その発掘された古墳は、横穴式古墳という独特な、石を並べて横から入るといって、そういう古墳であったということが報告されております。実はそういう形の石室の多くが見られるのは、昔の言い方で言う美濃、尾張という国に作られた古墳群によく似ていると、このせいか歴史物語に書かれています。今で言う愛知県、岐阜県。その地域で作

られる横穴式古墳が、実はこの蔭山の畑ノ前遺跡の古墳にとっても似ている。ということは、美濃や尾張から琵琶湖を通過して、木津川を通過して、奈良に至った豪族がいたということです。琵琶湖はもちろん奈良の都に、たくさんのお寺の建築物を建てるための木材を運ぶとても重要なルートでした。琵琶湖の何とかという都市は、奈良の都に木材を運ぶために、近隣の山の木を切り倒してはげ山になった記録があります。それに対して奈良市が、近年になって、お詫びを入れたということがありました。それだけ重要なルートとして、美濃から琵琶湖、そして木津川を通過して奈良へ入っていったと思います。

美濃それから尾張、その一帯に、実は、蔭山氏という氏の系列がある。私は蔭山っていう名前がどこから来たのかを調べようとしているんですけども、手がかりは全くありません。そんなにたくさんある名前ではない。ところが、尾張とか愛知県の蔭山氏という、一番歴史的に残ってるのは、安土桃山、足利氏のあのあたりからなんですけれども、勢力を持っていたということです。そして、その本拠地の1つに山城国という明示があります。ということは蔭山氏は、本拠地は、尾張にあたり美濃にあたりするんですけども、なんらかの拠点を山城にも持っていた。山城の、この精華町の畑ノ前遺跡に同じような石室を作っていたということになると、この蔭山っていう名称も、何かしらの繋がりがあるかもしれません。でもそれは、勉強しないとわからないことです。

この蔭山を東側に下りますと、府道があります。その府道の脇は、馬場脇と呼ばれています。馬場脇という名前は祝園にもあります。それで、先ほどの稲植神社の下に、馬谷池という小さい池があります。なぜここに馬のつく地名が残っているのか。畑ノ前遺跡の中に、埴輪のかけらがたくさん出土しているんですけども、馬の埴輪のかけらが残っていると記録されています。実は奈良の都ができたときに、巨大な道路を日本全国に張り巡らそうとして、実際に作っているんですね、幅10mの直線道路をずどんといくそういう計画が発令されて、あちこちで出土されると、確かに10mの遺跡があちこちで発見されるんですね。ここ南山城は、木津川を挟んで東側と西側に巨大な道路が建設されました。東側は、そのまま巨椋池、宇治の方に行く道路、そして京都に至る道路です。西側にも、道路ができました。それが実は精華町を通過していくんですね。そして、今は三山木、昔は有名な山本駅という、山本っていう駅ができて、そこから山崎、そして京都へ向かうルートと、樟葉へ抜けて山陰の方へ抜けるルート。これは巨大な道路として作られた。この巨大な道路を何がいくのかっていうと、やはり馬が行くんです。それは情報伝達のためであったり、兵士を送るためだったりする道路なんですけれども、その馬を養う場所がある、それが馬場脇と呼ばれるところなんです。精華町の蔭山の下に馬場脇っていう土地、そして祝園に馬場脇っていう、なぜ離れたところにちょっと離れたところに、その馬場脇っていう名前が2つ残って

いるのかっていうと多分、どでかい道路があって、その両端が馬場脇だったんだらうと思います。

今のお話として、木津川を通る船とそして巨大道路を通る馬と、船と馬というのは、古代にとってとても重要なアイテム。それは、情報伝達のための、或いは文化情報を伝えるための、とても重要なアイテムだったということですね。今で言う、インターネット、とても早く情報を伝え、1つは、中国、朝鮮半島からの文化の情報を伝える船、そしてそれを全国に伝える馬、この2点が、実はこの精華町の蔭山の下で行われていたということです。

私たちは、現在の姿だけを見て、ここが精華町だ、というふうに思っておられると思うんですけども、実は学研都市もアピールしてこられたのが、ここが奈良や京都や大阪の歴史の拠点であったということなんですけれども、それは実は、今起きているっていうことじゃなくて、古代の京都、古代の奈良、古代の大阪の積み重ねがあって、ここで交わって今の精華町があるわけで、精華町はここに見えているところだけが精華町ではないということなんです。

ところが今回のこの蔭山が、蔭山開発をめぐって、ここは山なんだというふうに見られている節があります。でも、山ではないんです。これは、文化区域なんです。

だからそのことをちゃんと子供達にも伝えないといけないし、学校でも教えないといけないし、そういう文化の発掘っていうものがなされて、文化の蓄積があるわけですけども、現在の教育委員会でそういう話をしていただいているかどうかはとても、私にはわからないところがあります。

以上のことを踏まえていただいて、蔭山を、ただの山と認識されないで、歴史的な文化の丘として再認識していただいて、これからこの開発の地域に住まわれる方にとっては、学研都市という先端文化の中心を迎える道と歴史的展望を味わえる道という、この2つの道の恩恵を味わえる場所に、住まわれるということになります。それが畑ノ前であったり、蔭山であったり、それから畑ノ前のまだ南側で開発土地になっておりますけども、あそこにも大きな遺跡が眠っていると思います。

そのことを考えると、蔭山が住宅ばかりで占められる場所ではなくって、緑が十分に残され、歴史的な景観をゆったりと味わえて、心豊かに住めるまちづくりになるのが当然だと、私は思います。

ありがとうございます。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、〇〇様よろしく願いいたします。

(公述人 5 : 区域区分に関する公述)

〇〇と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まずもって、京都府の担当者の皆様におかれましては、本日の公聴会において、意見を述べる機会をいただきましたことを深くお礼申し上げます。ありがとうございます。

私は今回の相楽地域マスタープランにおいて、市街化調整区域の農地を市街化区域へ編入を予定されています蔭山・水落地域に隣接する〇〇の住民です。約 30 年前に、学研地域の美しい町並みと、自然豊かな里山の景観が気に入り、終の棲家としてここに移り住みました。当時家を購入する際、住宅メーカーからは、蔭山・水落地区が将来住宅開発されると言った説明は、一切ありませんでした。

今回、急に地権者により、大規模な住宅開発が計画されていると聞き、大変驚くとともに、良好で静かな暮らしが、脅かされるのではないかと、大変不安な気持ちで毎日を過ごしております。

つきましては、都市計画マスタープランの区域区分の変更案のうち、精華町の 3 番の蔭山・水落地区の、農地の市街化区域への編入について、変更案から除外していただきますようお願い申し上げます。

これは私 1 人の個人的な意見ではありません。〇〇自治会住民の中でも、蔭山・水落地区区画整理事業に隣接する 30 世帯以上の住民の方々が、同じ意見を持っています。私は、〇〇をしております。本当はこのような場で発言するのは苦手ですが、多くの住民の方々の思いを伝えるため、代表して意見を述べたいと思います。

京都府のホームページを拝見したところ、公聴会の目的は、各市町村が区域区分の変更原案を円滑かつ適切に作成できるように、府の基本的な考え方を示すものと書かれていました。また、公聴会は、住民の皆様の意見を反映させるために開催するとも書かれてあります。

ぜひ、多くの住民の意見である蔭山・水落地区の市街化区域編入の除外について、計画案に反映していただくことにより、精華町が適切な変更原案を作成するように誘導してください。

それでは、私が、蔭山・水落地区の変更案からの除外を求める具体的な理由について、ご説明いたします。

土地区画整理事業が計画されている蔭山が単なる山でなく、古墳であることが明らかになったからです。私は令和 4 年に精華町教育委員会が行った蔭山古墳群の発掘調査報告書を読みました。報告書では、1 号調査区において、役行者（えんのぎょうじゃ）の像が安置された祠が発見され、江戸時代以降に作られたものようです。また、2 号調査区では、多量に埴輪や土器などが発見され、6

世紀頃の古墳であることが判明しました。お墓が発見されていないことから、教育委員会として、保存する価値はないと判断しているようですが、いまだ誰が埋葬されていたかもわかっていません。さらに発掘調査を進めることにより、新たな発見があるかもしれません。

開発ありきではなく、さらなる調査を行っていただきたいと思います。また、蔭山は精華台小学校の背景となっており、子供たちが、学校の裏山に、実際に上ってここに遺跡があったことを体験すれば、恰好の歴史の教材にもなります。

蔭山は、精華町教育委員会が土地の一部を持っています。教育委員会は、教育環境の悪化を招く開発を推し進めるのではなく、地域の特性を生かした、歴史を学ぶ教育の場として保存、活用を図るべきだと思います。

最初に申し上げたことの繰り返しになりますが、市街化区域に編入する水落地域の農地は、精華台地区の住宅地と近接しております。大規模な住宅開発が行われますと、現在の自然豊かな景観や緑豊かで良好な住環境が一変するだけでなく、周辺住民、とりわけ私のような、後期高齢者にとっては、長期にわたって工事の騒音、振動、粉じんに苦しむこととなります。

〇〇自治会としては、住宅開発そのものに反対してはおりません。

少しでもこれまでの良好で緑豊かな住環境が守られるように、周辺住民の意見をとりまとめ、景観にも配慮した公園や、緑地の整備などを代行業者の三井住友建設株式会社様に、再三要望しております。しかしながら、同社はこれまで周辺住民に配慮した公園・緑地等の整備について、全く耳を傾けようとしません。また、区画整理事業区域の4割弱の土地は、京阪3社から無償譲渡された精華町が所有しています。このため、精華町に対しても、周辺住民に事業計画について説明するよう、再三求めてきましたが、民間開発であることを理由に、応じていただけません。

事業者や精華町から、丁寧な説明や周辺住民の意見や要望について、誠意ある対応がないのであれば、今後、開発計画自体に反対せざるを得ないと思います。

住宅に隣接する農地を市街化区域に編入して、開発を行うのであれば、周辺住民の理解と協力が、不可欠です。京都府として、変更案を作成するのであれば、円滑に事業が進むよう、精華町や事業者に働きかけていただきたいと思います。

次に事業計画が、都市計画マスタープランや法令に合致していないことを指摘します。

事業計画では、300戸近い住宅が建設される予定ですが、道路は山手幹線からの1ヶ所しかありません。災害や事故などで、その道路が使えなくなると、この地域は陸の孤島と化します。

都市計画マスタープランでは、災害に強く、誰もが暮らしやすい都市づくりを進めると記載されています。都市マスタープランに適合していない事業計画を

認めないでください。

また、学研地区の開発でありながら、公園面積も、法律上の最低面積しか設置されないなど、学研都市にふさわしい計画となっておりません。このような事業計画を前提とした、区域区分の変更は、地域住民の不信を招き、将来に禍根を残すこととなります。8haもの緑地が失われるのですから、再生緑地の整備や人が歩きたくなるような遊歩道の整備など、学研都市にふさわしい公園・緑地を整備することにより、新旧住民の交流が生まれる良好なまちづくりを誘導してください。

そのためにも、ぜひマスタープランに、学研都市にふさわしい公園・緑地の整備について記載していただきたいと思えます。

最後になりますが、私は今回の府の変更案において、蔭山・水落地区を学研地区に隣接する豊かで調和のとれた自然緑地として保全すべき地区に位置付けていただきたいと思えます。そうすれば、精華町の変更案も上位計画と整合の図られたものとなると思えます。その上で、精華町が地権者から土地を買い取り、歴史公園として整備していただくのが、すべての住民が幸せになるまちづくりだと確信します。京都府として、そのようなまちづくりが行われるよう誘導していただきたいと思えます。

なお、蔭山・水落地区の農地の変更案から、除外していただけないのであれば、少なくとも、事業計画がマスタープランや法令に適合し、周辺住民と事業者との合意形成が図られていることを、市街化区域編入の条件としていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、〇〇様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(公述人6：区域区分に関する公述)

〇〇に住んでいます〇〇と申します。

本日、公聴会で住民の意見を聞いていただけるということで、意見を述べさせていただきます。

蔭山・水落地区の農地、市街化調整区域から市街化区域への編入について、変更案からの除外を求めます。

理由としまして、市街化区域編入予定地は、現在緑あふれる里山です。現在土地区画整理事業が計画されています。新たな住宅開発に伴い市街化への編入をする区分変更により、現在緑あふれる里山を破壊する計画であり、大規模な造成

工事により、騒音、振動、粉じんによりもたらされる未知なる健康被害など、様々な影響が考えられます。

精華町の都市計画マスタープランの中の、緑豊かな調和の取れたまちづくり、人を大切にするまちづくりとされていますが、蔭山・水落地区の里山を破壊、造成することは、マスタープランとは反する気がします。緑溢れる景観、毎年うぐいすが来る、今年も今来ています。豊かな生態系、山を潰すと、うぐいすは、もう来ないでしょう。このような残り少ない緑豊かな土地で、どうして破壊しようとするのか理解できません。

12月にありました土地区画整理事業の業者からの説明会より初めて聞きましたが、現在、精華町所有の法面をさわる計画があると聞き、大変驚愕しました。法面をさわることにより、将来どのような影響が出るのか未知数で安心して生活することはできません。我が家は法面隣接の住宅地です。地盤の軟弱化が進み、家が傾くのではと不安になります。精華町マスタープランの人を大切にするまちづくりとはどういうことなのか。法面工事をし、住民の不安をかき立てることは、人を大切にするのでしょうか。現在、精華町所有の法面なのに、精華町からは何の説明もなく、ただ、驚くばかりです。もし業者からの説明が無ければ、何も知らないまま、今も過ごしていたと思います。

精華町へは、住民への説明を求めます。区域区分への編入は、住民の意見を十分に聞き、市街化区域へ早急な変更は、地域住民の不信となります。それでも市街化区域への編入を進めるのであれば、少なくとも、周辺住民と事業者との合意形成を市街化編入への必須条件としてください。

本日、公聴会の住民意見を考慮していただくよう、よろしく願いいたします。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

最後になりますが、〇〇様、よろしく願いいたします。

(公述人7：区域区分に関する公述)

こんにちは。〇〇に住んでおります〇〇と申します。

まず蔭山地区の開発に関する質問ということで、市街化編入するという件、今まで何人か皆さんおっしゃってるんですけど、この件をですね、京都府さんが、検討されるに当たっては、まずこの場所に全員関係する方は、全員行っていたきたい。やっぱり現実をよく見ていただいと申すんですけど、もしお願いできるのであれば、先ほども述べられましたけど、バスは巡回しないんですよ、この地域ね。セブンイレブン近くのところにあるんですよ。もう1つは、今度新

しくできる道路の山手幹線に合流するところと、2つのバスの停留所が、そこまで歩くということらしいんですけども。地図で見て距離がこんだけやないかということと、実際にかんりの今もおっしゃってました、階段がある、上り下りがある中で、場所にもよりますけど、そこまで歩いていけるというほどのものなのか、それが1つ心配なところですよ。

全体から言いますと、大部分を占める市街化そのものの開発についてはですね、いろいろまだまだ検討すべき課題が残っておりますけれども、そういう全体に反対しているということではなくて、今の、いわゆる調整区域ですね、これを編入するということに特化して言えば、これはもう絶対に容認できない。そういう立場ですよ。

それについて申し上げますが、丘陵地帯の精華台、光台の開発ですね、こういうところは必ず凸凹がありまして、それを切ったものは当然そのならしていくのに、凹んだところに土を持っていくっていうね、そういうレベルの切土盛土とですね、切土はいいんですけども盛土と、単に凹んでいるところに持っていくのと、この谷間に持ってきて埋めるというのとでは全然違うんですよ。谷間ってというのは、なぜ谷になっているのかというのは、この状況をよく写真とか現地行って見られたらわかるんですけど、もともと、その地域に降った雨量で、長年何千・何百年かかったかわかりませんが、要するに、弱い土を流入させて、谷ができたんです。そこに土を持ってきて、盛土規制法か何かわかりませんが、その人知をもってして、さっきもありましたけど、擁壁を作る。段々畑という階段状のものを作るということになるんでしょうけれども、いずれにしても古い地層の上に新しい土を持ってきて、長年経つと、その両方の地層の間に水が入ってくる。ある時点になると、一挙にそれが流れる。

ましてこの地域見てください。上に池があるんですよ。半端な池ではなく、1町歩（1町歩≒1ha(9,917.4m²））からある池がある。例えばダムがあったとして、ダムの下で埋め立てたところ家を建てますか。盛土だけでなく、その一番上に池がある。これが震度7で揺さぶられる、あるいはゲリラ豪雨、水は溢れてくる地は暴れる、これは最悪でしょう。こんなところでですね、どうして家を建てようとするのか。

これしかも私は思うのは、精華町はその責任を取ろうとはしない。何回も確認しています。その場合どうすんの。取りません。当然行政は取りません。

府の認可を取りついたら、それを正当化して、合法化させて、これが正しい。そうなったらそうなったでそれは知りませんっていう、そんな姿勢ですよ。

法律でもね、これ、書類渡しますから。そういう今言ってることは書いていないですけども。未必の故意ってご存じですか、法律用語。そうってはいかんというね。そういう危険性があるということを、積極的に応援するわけではない

けれど、でも、いわゆる今回はこういう認可を受けて工事をすることを認める。その腹の底には、もし災害があってもしょうがないというのであれば、これは犯罪ですよ。これ未必の故意ですよ、調べてください。そういうことさえ感じさせるような事ですこれは。絶対にあったらあかん。

言い方を変えますとね。先ほど私 38%の土地を持つてるということはちょっと知らなかったんですけど、それはもうそんなことは言ってくれません。都市整備課の誰もね。見方を変えれば地権者の一部、少しでも広くその宅地を確保したいという開発業者。町長も人口増加して5万人の市にしたいとか言っているとかいう話がありますが。そういう意味でも精華町の本来の行政の存在がどこにある。行き過ぎを調整するね、それをうまく調整しているというようなことがあっていいと思うんですけど、それは感じられません。

だから、この盛土規制法で規制されてですね、これ、この中に書いてるんですけど、この地域は盛土法で、おそらく住宅が建つとすれば規制、地域を指定するしないがあるんですよ。それに入るとか入らないとかあるんですけど、もしこれが指定されていけば、業者はですね、不動産業者と売買する、消費者という住民の方との間で契約するとき、重要事項説明書ってありますけど、その中にここはこういう土地ですということを言わないといけないと書いてある。これ町からいただいた資料ですけど。そんなことしてるんですよ。

実はここ盛土です。上に家があります。万全を期してますとそういいますから業者は。万全を期してますけど、災害となったらそれはわかりませんよ。そんなところ買いますか。ということはそんなことは言わんということ、絶対に業者は。責任をとらんといけないし、責任とれない人がそんなこと言って、買いますという人はいますか。ということは誰かを騙すわけですよ。それは町は騙さない、業者が騙すと。自分も悪いことしておきながら、罪に問われたらそれを人になすりつけるというやり方です。何で納税者を置いてけぼりにして町はそんな勝手なことができるんですか。納税者はこっちですよ。我々納税というか血税というか、納税者に対して、住みよいまちをつくっていくための行政と違いますか。何のための行政なのか。今までの話をずっと聞いていたら、要するにみんな我々住民が疎遠にされとるわけ。

あと整理していきますとね、蔭山地区の菅井・植田地区はこれは同時にとか、もう開発が一方で菅井で始まってますよね。これから蔭山の方が仮に始まるとしたら、それでどれだけの住民が増えて、今以上に道路が混雑していくのかね、山手幹線、それから木津八幡線、それから今、東畑線っていうのも、南稲から東畑へ抜ける道っていうのもやたら混んでいるんですよ。だから、何か精華台の人、南稲の人は一部、目の敵にする人がいるんですけど、それは違いますよと。どうも、かしのき苑から上に抜ける、かしのき苑から上に上がってののではなくて、精華

台小学校との間を上るんじゃないかと、東畑の方に抜けて行く車両が多いんですね。どこに行っているのかわかりませんが、なほまた、これだけの人口が増え、車が増えるということに対してどこまでその町が考えているのか全くわかりません。

それからこの盛土規制法を新しくっていかね、これはどの程度の水位の降水量を想定してるのか、これがわからないということですね。先ほどもありましたが、町行政は何か一方的に住宅を増やせば人口が増えるみたいな、そんなことを言っておられますけども、一方で、若年層の流出とか住民の高齢化で、集落全体が限界集落化している東畑なんか大変なんじゃないかと思います。光台なんかでも高齢化してきて、空き家が増えているというそんなような状態なので、人が減ることが一方あるのに、そういう一方で危険を無視して住宅を建てることで間に合わそうとする、こういうことはあってはならない。

学研都市そのものも下手すると、南加茂台の現状ご存じですよ。もう非常に住む人が少なくなって、バスも便数を減らすとかってというのは、もう大変な、その住宅地そのものが限界的な状況になってきているというそんなふうにならないとは限らないですよ。

だから空き家対策も含めて、精華町全体の総合的な住みよいまちづくり、これをお願いしたいというふうに思います。

なんか30年ほど前に、学研都市全体の計画の中でこの蔭山地区の一部の調整区域を市街化するというふうな文言がなんか残っているらしいんですけど、その間に今もありましたが、どれだけこの30年間、いろんないわゆる災害があったか、そういうのはもう世の中もう本当に日本の国だけではないんですけど、30年前と今とでは全然違ってきます。そのことを考えていけば、こんな時代環境の中で過去の文言自体に、何の意味もありません。それがあからなか、そんなふうにとらわれてやっていくのは、今現時点、現実どうなってるか、どこで災害が起こるかもわからへん。そういう中で、この少なくともこの谷間はどうか自然に池があって、野鳥も飛び交う、市民の憩いの場として整備する。そして災害リスクを100%なくす。せめてこの地域だけでも100%災害をなくすように頑張ろうというのが行政の立場じゃないかというふうに思っていて、私の意見は終わります。

ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。

これをもちまして、本日予定しておりました公述がすべて終了いたしました。最後に、今後の都市計画の手続について事務局からご説明させていただきます。

す。

(事務局)

それではご説明申し上げます。本日の公聴会でいただいたご意見等を踏まえまして、都市計画の案を作成し、秋頃から公衆の縦覧を行った上で、都市計画審議会に付議するなど、全体の変更に向けた法律上の手続きを行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、本日の公聴会以降の都市計画の手続きの説明でございます。

(議長)

それでは、意見をいただいた公述人の方をはじめまして、公述をいただきました方々、お忙しいところ、御参加をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の公聴会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

終了 16 : 40

相楽都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」変更の都市計画原案に関する公述意見に対する見解について

公述意見の要旨	見解
<p>1. 目標人口に関すること</p> <p>目標年次における人口が過大であり、どういった根拠をもとに人口を想定されたのか、明らかにすること。</p>	<p>木津川市及び精華町に跨がる相楽都市計画区域においては、関西文化学術研究都市建設促進法第3条第1項の規定に基づき国が定める「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」を基に、同法第5条第1項の規定に基づき京都府が「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（以下、学研建設計画という。）」を定めており、目標年次における人口の算定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計人口に、学研建設計画に基づく計画人口を足し合わせたものとしています。</p>
<p>2. 町都市計画マスタープランとの整合に関すること</p> <p>精華町都市計画マスタープランとの整合を図るために、住民参加のまちづくりや周辺地域の住民との十分な調整について記載すること。</p>	<p>都市計画区域マスタープランは、一市町村を超える広域的観点から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める都市計画であることから、都市計画決定の手続きについて記載するものではないと考えています。</p>
<p>3. 市街地開発事業の手続きに関すること</p> <p>新市街地の整備にあたっては、周辺住民の意見や要望が開発事業計画に十分配慮されていることを前提条件とすることを変更案に記載するとともに、周辺住民に加え、小学校に通う子供の保護者や学校関係者にも広く事業計画への合意形成を図ること。</p>	<p>個別事業に関する手続きについては、都市計画の内容ではありませんので、見解は差し控えさせていただきます。</p>

公述意見の要旨	見解
<p>4. 治水対策に関すること</p> <p>区域区分の変更にあたっては、下流域の雨水対策事業の完了を要件とすることを、変更案に記載すること。</p>	<p>治水対策は、土地利用の変更に伴う雨水路の整備や調整池の設置等、開発行為により実施される場合もあることから、対策完了を要件とすることは妥当ではないと考えています。</p> <p>なお、具体的な対策は、今後土地利用に際して行われる個別法令に基づく手続きにおいて確認されます。</p>
<p>5. 事業計画内容に関すること</p> <p>事業計画が都市計画区域マスタープランや各種法令等に適合したものであることを区域区分の必要条件とすることを、変更案に記載すること。</p>	<p>土地利用を行う際に法令に適合することは当然であり、今後土地利用に際して行われる個別法令に基づく手続きにおいて確認されます。</p>
<p>6. 学研区域内の整備に関すること</p> <p>学研区域内の市街地整備にあたっては、都市公園法や都市計画法に規定する最低基準ではなく、時代を先取りした公共施設として、景観や周辺地域にも十分配慮した関西文化学術研究都市にふさわしい、法令の基準を超える面積の公園・緑地等とすることを、変更案に記載すること。</p>	<p>関西文化学術研究都市の地域内の整備にあたっては「学研建設計画」に、景観については「関西文化学術研究都市(京都府域)における景観の形成に関する計画」に基づくこととしており、変更案はこれらの計画に基づいたものとしています。</p>
<p>7. 都市計画区域マスタープランの記載内容に関すること</p> <p>都市計画区域マスタープランの住宅地配置の方針から蔭山・水落地区を削除すること。</p> <p>概ね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業の地区から蔭山・水落地区を除外すること。</p>	<p>関西文化学術研究都市の地域内の整備にあたっては「学研建設計画」に基づくこととしています。</p> <p>当該地区は、良好な住宅・宅地等の整備を図るべき「住宅地ゾーン」に位置付けられていることから、変更案はこの計画に基づいたものとしています。</p>

相楽都市計画「区域区分」変更の都市計画原案に関する公述意見に対する見解について

公述意見の要旨	見解
<p>1. 目標人口に関すること</p> <p>本計画の目標年次における人口が過大であり、改めて直近の状況を調査し、その結果に基づき、区域区分見直しの再検討を行うこと。</p>	<p>木津川市及び精華町に跨がる相楽都市計画区域においては、関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項の規定に基づき、国が定める「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」を基に、京都府が「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（以下、学研建設計画という。）」を定めており、目標年次における人口の算定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計人口に、学研建設計画に基づく計画人口を足し合わせた妥当なものと考えています。</p>
<p>2. 市街地開発事業の手続きに関すること</p> <p>事業計画が、周辺住民の意見・要望に十分配慮されており、周辺住民との合意形成が図られていることを区域区分変更案作成の前提条件とすること。</p> <p>工事の安全性(騒音や粉じん含む)の確保について、隣接する精華台小学校の児童や保護者への説明がなく法面工事についても精華町からの説明がない。</p>	<p>区域区分の変更にあたっては、目標年次における人口及び産業の動向及びそれを踏まえた都市的土地利用の需要の見通し、市街化区域内の土地利用の状況、上位計画との整合、農林漁業調整、周辺都市施設の整備状況との整合等を総合的に勘案し、計画的な市街地整備の見通しを踏まえて必要性を検討することとしており、事業計画の確定を要するものではありません。</p> <p>なお、工事の安全性については、工事計画が具体化した段階で、事業者による説明があるものと考えています。</p>
<p>3. 事業計画内容に関すること</p> <p>事業計画が、都市計画区域マスタープランや法令に適合していない。</p> <p>市街地整備にあたっては、周辺地域の景観にも配慮した公園・再生緑地の整備や、都市計画法を超える面積の緑地の整備を図ることを、区域区分変更案作成の前提条件とすること。</p>	<p>事業計画の内容は都市計画の内容ではなく、事業計画の法令等への適否は、今後土地利用に際して行われる個別法令に基づく手続きにおいて確認されます。</p> <p>なお、法令の規定を超える制限を都市計画で定めることはできません。</p>

公述意見の要旨	見解
<p>4. 事業計画内容に関すること</p> <p>山林の切土・盛土（下流の水路含む）による宅地開発の安全性に疑問を感じる。大規模な盛土工事による人災を防ぐためにも、京都府が精華町に市街化区域とするにふさわしい基準を指導すべき。</p>	<p>事業計画の内容は都市計画の内容ではなく、事業計画の法令等への適否は、今後土地利用に際して行われる個別法令に基づく手続きにおいて確認されます。</p>
<p>5. 遺跡・古墳に関すること</p> <p>蔭山の開発地域は、遺跡・古墳群にも関わらず、精華町教育委員会が十分な調査もしないまま、精華町有地を売却しようとしている。まだ発掘されていない重要な遺跡があり、維持すべき。</p>	<p>精華町教育委員会からは、事業の影響範囲について調査し、記録・保存の上、報告書を刊行しており、発掘調査は完了していると聞いています。</p>
<p>6. 緑地の保全に関すること</p> <p>蔭山・水落地区を自然緑地として保全すべき地区に位置づけてほしい。</p> <p>教育環境の悪化を招く開発を押し進めるのではなく、歴史を学ぶ教育の場として保存・活用を図るべき。</p>	<p>当該地区については、学研建設計画や精華町の都市計画マスタープランにおいて、土地利用を検討する地区に位置づけられており、本計画はこれらの計画と整合しているものです。</p>